

会員制度と特定商工業者制度について

平成17年4月1日から特定商工業者の対象となる要件が変更されました。

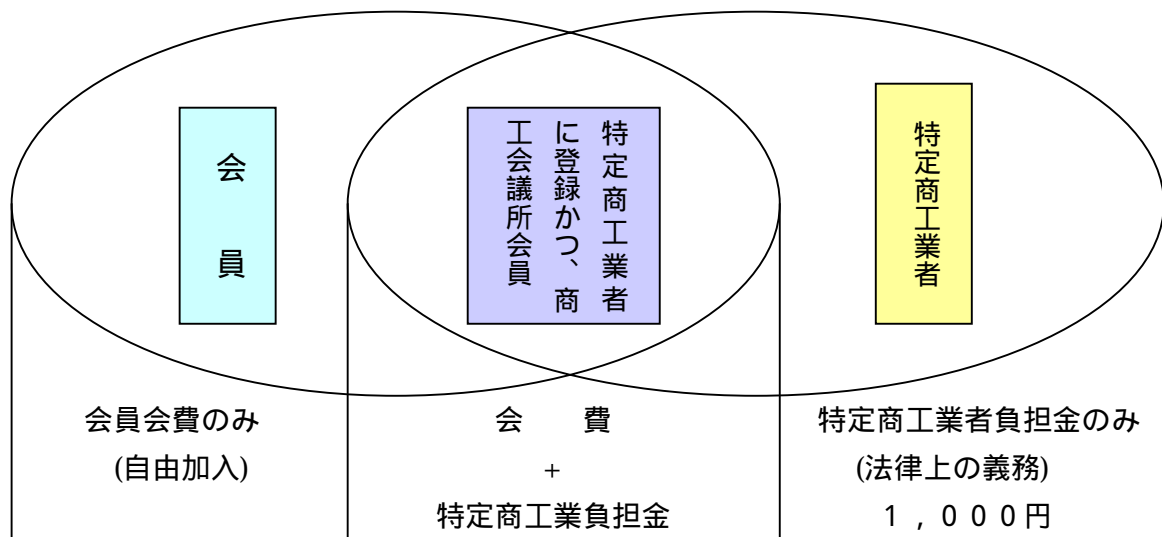
特定商工業者は商工会議所会員とは異なり、以下に説明する通り法律で指定された商工業者です。特定商工業者として、事業内容を商工会議所に登録されただけでは会員ではありませんのでご注意ください。

会員

自由意志によって加入し、商工会議所の諸事業をより積極的に活用することにより、事業の拡大を図ることができるのが会員です。負担金とは別に会費をご負担いただきます。

特定商工業者

法律で義務付けられた制度。その規模が法で定められた基準以上であれば、会員・非会員を問わず、商工会議所への登録義務・負担金納入義務が課せられます。



☆ 特定商工業者制度について

貝塚地区内で活動する事業所の数や業種、所在地等を確認し、データを整理することは、円滑な商工業の発展のために極めて重要な業務です。

商工会議所は法の定めるところにより、地区内の調査を行い、法定基準に照合して特定商工業者を確認し、法定台帳を整備します。

該当される事業者におかれましては、事業所調査、負担金の納入にご協力くださいますようお願い致します。

Q. 特定商工業者って？

A. 法律で指定された商工業者の方です。

毎年4月1日現在において、貝塚地区内で、本社、支社、営業所、出張所、事務所、工業などを設立してから6ヶ月以上経過している商工業者のうち、下記のどちらかに該当する業者が特定商工業者として法律（商工会議所法）で定められています。

1. 資本金又は払込み出資総額が300万円以上の法人
2. 従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以上の事業所

Q. 法定台帳？ 何に使われるの？

A. 事業内容を登録した台帳で様々なことに役立てます。

貝塚地区内の最新データベースとなっており、いわば企業の戸籍簿です。

そして、産業の“情報インフラ”として極めて重要な意義を持っています。

商工会議所は、最善の注意をもって法定台帳を管理する一方、様々な施策展開や調査、緊急時、災害時に役立てます。

Q. 負担金！？

A. 法定台帳を維持・管理するための最低限度の費用です。

貝塚地区内に該当する特定商工業者の過半数の同意を得て、大阪府知事の許可を受けた上で、法定台帳の維持管理のため、年額1,000円を均等に賦課させて頂いております。(商工会議所法 第12条)

法律上の手続きを完了しておりますので、毎年2～3月頃には請求書を送付し、不同意の方々にも同意を得た方々同様に負担金の納入をお願いしております。

税金とは異なり、不払いによる罰則規定はありませんが、商工会議所では制度の理解を得るように努め、納入へのご協力をお願いしております。

(税務上、公租公課費目として損金処理ができます。)

Q. 商工会議所の会員とは違うの？

A. 法律で指定された商工業者です。

商工会議所会員は、企業規模に関係なく会議所の目的に賛同し、自己の意思により任意に加入された事業所ですが、特定商工業者は会議所の会員・非会員に関わらず、法律で定められています。

Q. なにか特典はあるの？

A. 商工会議所の実施する様々な特典が受けられます。

商取引の斡旋・照会等を受けることができます。

商工会議所議員の選挙権(1個)が行使できます。

生命共済制度に団体扱いでご加入できます。

特定商工業者負担金納入通知書は2～3月にかけて送付させていただきます。

特定商工業者負担金の自動振替の方は、3月11日付で指定口座より頂戴いたします。

負担金は1,000円ですので何卒よろしくお願い致します。